

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2015年9月14日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	その他	発電所構内(屋外)における一般排水の水質測定時、7箇所中1箇所の排水口で、水素イオン濃度(pH)が法令に定められた水質基準値を一時的に上回っていたことを確認した。当該事象の原因を調査。	G III 以下

3. G III グレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	携行品モニタでの搬出測定時、携行品モニタ検出器を破損させたことを確認した。当該検出器を点検・修理。	
2	6号機	携行品モニタの測定用皿検知センサーに破損を確認した。当該センサーを点検・修理。	
3	その他	荒浜側焼却設備において、焼却炉焼却灰の中に異物(リング状金属物。直径:約200mm、厚さ:約5mm)を6個確認した。当該異物を回収し、容器内を点検・清掃。	